平成２７年（フ）第１０１６号
福岡市城南区茶山４丁目９番22―208号
債務者　盛　　幸輔
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０１７号
福岡市東区香椎照葉３丁目３番１―2115号
債務者　隈部　竜児
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０１９号
福岡市南区長住３丁目44番404号
債務者　竹林　秀人
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０２０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原235番地１　エイルマンション粕屋中央　812号
債務者　畑中　佳子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０２５号
福岡市南区井尻２丁目28番６―305号
債務者　小池　靖孝
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０２８号
福岡市中央区草香江２丁目３番38―107号
債務者　平田　惠子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０２９号
福岡市早良区田村１丁目16番８号
債務者　田中　佑佳
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０３１号
福岡市城南区別府５丁目24番14―201号、前住所福岡市城南区神松寺３丁目８番５―102号
債務者　隅田みゆき
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０３４号
福岡県大野城市上大利２丁目12番６号　宮の下コーポ101号
債務者　南谷　美穂
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０３８号
福岡県筑紫野市塔原東４丁目２番７号　ウェルフェアービレッジＧ202号
債務者　弘松　　潔
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０３９号
福岡県筑紫野市塔原東４丁目２番７号　ウェルフェアービレッジＧ202号
債務者　弘松　博子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０４３号
福岡市早良区西新５丁目９番20号
債務者　墨田　文子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０５２号
福岡市西区愛宕南２丁目３番14―208号
債務者　築山　良一
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０６８号
福岡県糟屋郡宇美町若草１丁目11番22号
債務者　加倉　君子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５０号
鹿児島県奄美市名瀬久里町21番43号
債務者　叶　美代子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第２１号
千葉県館山市加賀名219番地　メゾン仲村１号
債務者　鈴木　貴志
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第２２号
千葉県館山市加賀名219番地　メゾン仲村１号
債務者　鈴木　理恵
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
千葉地方裁判所館山支部